

一般事業主行動計画策定について

平川病院では、一般事業主行動計画策定について、以下の2点について届出をしております。

＜次世代育成支援対策推進法＞（抜粋）

策定日 令和2年4月1日

計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

規定整備の状況

- ①有期契約労働者も対象に含めた育児休業制度 有り
- ②有期契約労働者も対象に含めたその他の両立支援制度 有り

次世代育成支援対策の内容として定めた事項

- ・妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
- ・男性の子育て目的の休暇の取得促進
- ・育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置の実施
 - （ア）男性の育児休業取得を促進するための措置の実施
 - （ウ）育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し
- ・子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施
 - （エ）始業・終業時刻の繰り上げまたは繰り下げの制度
- ・子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設置及び運営
- ・育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
- ・所定外労働の削減のための措置の実施
- ・年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
- ・託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等の整備や商店街の空き店舗棟を活用した託児施設等各種の子育て支援サービスの場の提供

<女性活躍推進法>（抜粋）

策定日 令和3年4月1日

計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

達成しようとする目標及び取り組みの内容の概況

- ・短時間勤務制度等実施率を10%以上向上
- ・労働者の各月ごとの平均残業時間数等の状況を把握。30時間以内とし、特に長時間労働者については所属長に対して理由や注意喚起等を行う。

女性活躍推進に関する取り組みの内容の概況

○採用に関する事項

- ・育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施

○継続就業・職場風土に関する事項

- ・短時間勤務制度・フレックスタイム制・在宅勤務・テレワーク等による柔軟な働き方の実現

○長時間労働の是正に関する事項

- ・管理職の人事評価における長時間労働是正・生産性向上に関する評価
- ・チーム内の業務状況の情報共有／上司による業務の優先順位付けや業務分担の見直し等のマネジメントの徹底

○配置・育成・教育訓練に関する事項／評価・登用に関する事項

- ・女性労働者の積極的・公正な育成・評価に向けた上司へのヒアリング
- ・時間当たりの労働生産性を重視した人事評価による育児休業・短時間勤務等の利用に公平な評価の実施

○多様なキャリアコースに関する事項

- ・一般職等の職務範囲の拡大・昇進の上限の見直し・処遇改善